サクセスフルウィメンズオフィスインヨコハマ (SWOY)会員規約

 SWOY（以下、「SWOY」という）は、横浜市西区南浅間町30－8 に所在する「ABEbldg.

」（以下、「本建物」という）内の3階に設置されている「（サクセスフルウイメンズオフィスインヨコハマ）」（以下、「本施設」という）を一時使用する権利を有する会員（以下、「会

員」という）から構成される「サクセスフルウィメンズオフィスインヨコハマ 会員制組織（以下、「会員組織」という）」への入会に関し、次の通り、会員規約（以下、「本規約」という）を制定します。なお、SWOYは、入会希望者との入会契約（以下、（入会契約）という）の締結をもって、入会希望者の会員組織の入会を認め、本施設の会員とすることができます。

「本施設」の表示

本施設の名称：

Successful Wemen`s Office in Yokohama「サクセスフルウィメンズオフィスインヨコハマ」

本建物の所有者：阿部誠二・阿部美葉子

本施設の賃貸者：合同会社　あなたの住い不動産

本施設の運営者：合同会社 あなたのすまい不動産

第 1 条 目的、使用許諾、契約種別

1. SWOY は、会員に対し、第 3 条で定める対象スペースの使用を認め、その使用にあたって、会員は本規約で定めるところを遵守するものとします。但し、会員は 18 歳以上の女性でないと入会できません。

2. 会員には次の３つのタイプの契約種別（以下、「契約種別」という）があります。

ブース会員

デスク会員

テーブル会員

第 2 条 休業日と営業時間

1. 本施設の休業日は年末年始です。但し、SWOY の判断により本施設の維持管理上必要な場合などは、休業する場合があります。予めご承諾下さい。

2. 本施設の営業時間（以下、「営業時間」という）は以下の通りです。

平日： 午前8 時30分〜午後 10 時

土日祝：午前 8 時30分〜午後 10 時

3. 本**規約**において平日とは月・火・水・木・金の各曜日で祝祭日を除いた日とします。

第 3 条 使用範囲および使用形態

1. SWOY は、会員に対し、以下に規定される会員種別に応じた本施設内の対象スペース（以下、「対象スペース」という）を、また本施設の共用部および本施設に付帯する設備を、本規約および SWOY の指示に則り、第２条２項に定められた営業時間の範囲において使用することを許可します。

「対象スペース」の規定

ブース会員

使用範囲

ブース席 （全 13 席のうち指定された１席）

デスク会員（全 13 席のうち指定された７席）

テーブル会員（全 13 席のうち指定された４席）

2. 会員は対象スペースを原状のまま使用しなければなりません。ただし、ブース会員は持ち込んだ椅子への差し替えは可能とします。他にも移動・変更したい場合はご相談いただくようお願いします。

3. 会員は、SWOY が、本建物所有者が所有する本建物の一部を、賃貸借によって運営していることを理解し、本建物所有者もしくは SWOYの指示に従い使用するものとします。

4. ブース会員およびデスク会員は、「ロッカー」を会員に入会している期間のみ契約できます。契約期間は会員の入会契約に準じ、1 ヶ月単位での契約になります。ブース会員は無料、デスク会員は月額￥1,080（税込）となります。

第 4 条 契約期間

1. 契約した月の契約期間は契約日よりその月の末日および翌月 1 日より末日までとし、以降、次月よりは、翌月 1 日より末日までの 1 ヶ月間が契約期間となります。

2. 会員契約の更新をしない場合（即ち退会を希望する場合）には、退会希望月の 1か月前までに、SWOY が定める所定の書式にて退会届（以下、「退会届」という）を記名捺印の上、SWOY に提出し、会員契約を更新しない旨を SWOYに通知しなければなりません。従って退会日は、退会希望月の末日となります。退会届の提出がない場合、本規約に基づく入会契約は更に1ヶ月間、自動的に更新されるものとし、その後も同様となります。

3. 会員が第 1 条 2 項に規定されている契約種別の変更を望むときなど、会員がいかなる契約内容の変更を望むときでも、基本的には本条 2 項の取り決めが適応されます。従いまして変更希望月の1か月前までに SWOYに通知をお願いします。

4. SWOY と本建物賃貸者が結ぶ本施設に関する賃貸借契約（以下、「賃貸借契約」という）が終了又は解除されることがわかった場合に限っては、本条の取り決めに関係なく、賃貸借契約終了日または賃貸借契約解除日をもって、本条の契約期間が終了することに予め同意願います。本項に該当する場合で、契約期間が当該月の満日数に満たなかった場合、その不足日数分の会費を日割計算にて SWOYは会員に返金します。

第 5 条 本施設の使用に関すること

1. 本**規約**における使用とは、対象スペースの使用を許可し、本施設内の設備等の使用を認めることであって、本施設又は対象スペースの排他的な占有権限を与えるものではありません。従いまして、SWOYと会員は、本**規約**及び会員への入会が、建物賃貸借契約に該当せず、借地借家法の適用を受けず、かつ、賃借権が発生しないことを予め同意したものとします。

2. 会員は本**規約**に基づいて、対象スペース等の住所を用いて、商業・法人登記等の登記を行うことができます。商業・法人登記等の登記を行う場合、ブース会員は無料、デスク会員およびテーブル会員は月額1080円（税込）となります。

3. 会員は、対象スペースを利用して執務や第三者に迷惑を及ぼさない範囲で作業を行う事ができるものとします。SWOYは、本施設内の家具配置、什器等を会員への通知なく、変更できるものとします。

4. 会員は、修繕すべき個所を発見したときは、速やかに SWOYにお知らせ下さい。

5. 食事に関しては、対象スペース内及び共有スペース内で摂ることが可能ですが、他人の迷惑になる可能性のある食事（ニオイが強い食品など）は禁止となっております。

6. ゴミ処理に関し、会員は、本施設内に設けられた共同ゴミ箱に、分別して廃棄することをお願いしま

す。

第 6 条 善管注意義務、訪問者、並びに私物の管理

1. 会員は、本規約並びに本建物所有者規約の内容を遵守し、本施設、対象スペース、本建物共用部を善良なる管理者の注意をもって管理し、使用するものとします。

2. 会員以外の第三者を本施設内に立ち入らせることを原則禁止とします。ただし、会員

が同伴することを前提に、会員以外の会社関係者、お知り合いなどのオフィス及び会議室、への立ち入りおよび見学を可能とします。この場合のみ男性の入室を許可いたします。

3. 会員は、私物は放置せず、その管理を自己責任で行わなければなりません。万が一、会員の私物に紛失、盗難、破損、汚染など損害が生じても SWOY は一切その責任を負うことはできません。予めご了承下さい。

第 7 条 保証料

1. 会員は、契約種別に関係なく、入会時に保証料として会費の2か月分を支払うものとします。この保証料は保証金として生じる費用であり、会員の退会時に返金されます。

退会時に未払い金がある場合は清算金として充当されます。

第 8 条 会費

1. 会員は、本施設および対象スペース使用の対価として、毎月、会費を前納でお支払いただきます。会費は、会員の契約種別に応じ、下記の価格となります。

プライベートブース席

月額 19,000 円 （税込 20,520 円）

デスク会員

月額 9,000 円 （税込 9,720 円）

テーブル会員

月額 6,000 円 （税込 6,480 円）

2. 初回 1 ヶ月分の会費は、月会費を 30 で除した金額に入会日の属する月の実日数を乗じた金額（1 円未満四捨五入）となります。

3. 会費は以下の項目を含むものとします。

・本施設内及び本建物共用部の上下水道、光熱、空調に関する費用

・本施設内及び本建物共用部の清掃および衛生、環境維持費用

・本施設内の複合機・LAN 等の設備維持費

・その他本施設及び本建物共用部の施設および設備の維持管理費用

4. SWOY は、維持管理費等の増減により会費が不相当となったと判断したときや消費税率が変更されたときなどは、会員への事前通知の上、会費を改定することがあります。

5. 会費の支払い方法は、お振込とします。お振込の場合、振込に係る手数料は会員の負担とします。

また支払の時期は毎月翌月分を当月 27 日までに支払う前納制とし、当月 27 日が土日祝祭日等、金融機関の休業日に該当する場合は、その 1 営業日後に支払うこととなります。なお、月の途中で退会することはできません。また、一旦支払った会費は返却されません。

6. 前項にかかわらず、第 4 条 2 項に基づき、退会届を、契約満了日の属する月の前の月の 1か月前までに提出し、SWOY がそれを承認した場合には、会員が申し入れた日が属する月の翌月末日までの使用料を支払うことにより会員は中途退会することができます。

7.入会時の保証料ならびに 初月の日割りとなった会費、入会月翌月の会費に関しては、入会契約締結と同時に、以下の SWOY 指定口座へのお振込みにて支払い手続きをお願いします。なお、振込に係る手数料は会員の負担とします。

＜指定口座＞

横浜信用金庫 保土ヶ谷支店(店番013) 普通預金 0483839

合同会社　あなたの住まい不動産

8. SWOY は会費の領収について、領収書を発行しません。

第 9 条 費用負担

1. 次に掲げる費用に関しては、会員は自己の負担と責任において支払う必要があります。

・会員が故意又は過失により、本建物、本施設、対象スペース内に設置された什器等を破損・殻損した場合、その原状回復に必要な修理・交換等にかかる費用。

2. 前項に掲げる費用は、事項が発生した該当月の翌月 27 日に SWOY よりご請求させていただきますのでお振込にてお支払ください。それが不可能である場合、SWOY と会員は誠実に相互合意の上、その支払時期と方法を合意することとします。この支払に伴い、手数料等が発生した場合は会員の負担となります。

第 10 条 修繕の分担

1 SWOY並びに本建物所有者が実施する修繕は次に掲げるものなどがあります。

・本施設及び本建物共用部の躯体及び付属施設の維持保全に必要な修繕

・ 電気・水道等のインフラ設備に関する修繕

・本建物共用部にある情報設備に関する修繕

・ 本施設及び本建物共用部の修繕

2. 第 1 項の規定に基づきSWOY又は本建物所有者が修繕を行う場合は、SWOY は、あらかじめ、その旨を会員に通知します。この場合において、当該修繕の実施を拒否できません。

3. SWOY及び本建物所有者が本施設及び本建物共用部（付帯設備を含む）の修理、改修又は増築のため、本施設、対象スペース、本建物共用部の全体若しくは一部の使用を中止する必要があると認めるときは、会員に対し、対象スペース又は本施設の全体若しくは一部の使用中止を要請することがあります。この場合において、当該使用中止を拒否できません。

4. 会員は故意又は過失により、本施設内、対象スペース内、本建物共用部に破損箇所を生じたときは、SWOYに直ちに届け出て確認を得てください。その届出が遅れたため生じた損害は、その賠償責任を

会員が負わなければならない場合が生じます。

第 11 条 付帯設備について

１. 会員は会議室を、１時間につき500円でご利用いただけます。

２. キッチンおよび冷蔵庫、ＩＨクッキングヒーター、電子レンジの設備は会員全員が無料でお使いいただけます。

３. SWOYは付帯設備の使用により生じたいかなる損害やトラブルの責任は負いません。使い方には十分お気をつけください。

第 12　条 イベントとコミュニケーション

1. 会員は、本建物内において、SWOY もしくは本建物の利用者が主催する施設利用・セミナー・パーティー・イベント等（以下、「イベント等」という）が行われることを予めご承諾下さい。

2. SWOYはイベント等の開催状況の共有をできる限り早期に会員へ告知するものとします。

3. 本施設の活性化や会員相互の親睦を図る目的において、会員は、本条に規定のイベント等において、SWOY が協力を求める場合、当該イベント等について、可能な範囲で協力を頂くようお願いいたします。

第 13条 権利義務の譲渡等の禁止

会員は、本規約により生じる一切の権利義務（債権および債務を含む）の全部又は一部を、第三者に譲渡し又は担保の用に供してはなりません。

第 14 条 禁止又は制限される行為

1. 会員は、対象スペース内の設置物の移動等は行なわないで下さい。

2. 会員は、本建物並びに本施設内（本建物共用部を含む、以下同様）において次の各号に該当する行為並びに本施設若しくは他の会員に損害や迷惑を及ぼす行為等を行なってはなりません。

1）

１階および2階のレンタルスペースへの立ち入り

2）

本建物敷地内および隣接公道への駐車（一時駐車含む）

3）

土足での立ち入り

4）

宿泊並び寝位での仮眠

5）

指定場所以外での炊事

6）

オフィス内での喫煙（喫煙は屋上のみ可）

7）

本施設内での飲酒

8）

本施設利用者等に迷惑を及ぼす行為並びに音、振動、臭気等を

発し他の本建物利用者、本施設利用者等に迷惑を及ぼす可能性のある物品の持ち込み

9）

通路等および階段、廊下等の共用部分を占有すること又は物品を置くこと

10）

動物や生物（昆虫、爬虫類含む）の飼育や持込み

11）

通路や階段、廊下、外壁等許可されていない場所に無断で看板、ポスター等の広告物

を貼る等を行うこと

12）

本建物内および本施設内にて無断で物販等の営業活動をすること

13）

宗教活動、政治活動等をすること

14）

火気等の使用もしくは火気を持ち込みすること（本建物内及び外周は火気厳禁）

15）

違法行為若しくは公序良俗に反する行為、その他、本建物所有者並びに SWOY が不適

切と判断する行為を行うこと

16）

本施設内の照明および空調操作盤等を SWOYの許可なく操作すること

17）

本建物内および本施設内の火災報知機、消化器、防火扉等の防災設備を遮るように物品を置くこと、貼り紙・看板等を設置することなど、本建物および本施設の防災設備を機能させなくする行為

18）

銃砲、刀剣類または爆発物、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること

19）

排水管等の上下水道設備を腐食、破損させる恐れのある液体を流すこと

20）

本建物および本施設の**利用**者もしくは来館者の個人が特定される情報、写真等をウェ

ブサイトや SNS などに投稿すること

21）

その他、SWOY が禁止した行為を行うこと

第 15 条 保守点検等

1. SWOY またはSWOY の指定する者は、管理上必要あるときは、対象スペースに立ち入り点検し、適宜必要な措置を講ずることができるものとします。

2. 第1項の規定に基づく立ち入りの際、会員は、SWOYの措置に協力し、正当な理由がある場合を除き、第 1 項の規定に基づく立ち入りを拒否することができません。

3. 会員は、本建物所有者が、電気設備の点検を行なうことによる停電作業が発生する可能性があることを予め了承し、本項に該当した停電に際し、本建物所有者並びに SWOY に対し、なんら要求することは出来ません。

第 16 条 届出事項

1. 会員は、次に掲げる事項を入会に際し、SWOY に開示し、入会申込書に記入頂きます。また、同内容に変更があった場合は、変更があった日より 10 日以内に文書によりSWOY に通知をお願いします。

・ 会員の身分証明書記載内容（公的な身分証明による）

・会員の氏名、現住所、屋号、電話番号、メールアドレス等

・ 入会申込書の記載項目

2. 本条 1 項の通知を会員が怠ったため、SWOY からなされるべき通知または送付されるべき書類等が延着、または到着しなかった場合が発生しても、延着なく到着したものとみなすと共に、万が一、会員に何らかの被害や損害があった場合でも、SWOY はその賠償責任を負うことはできません。

第 17 条 遅延損害金

会員が本規約に基づく金銭債務についてその履行を遅延したときで、SWOY の督促に対しての支払も行なわれず、遅延が 30 日を超えた場合には、遅延期間中の当該債務につき滞納額の金額につき年 14.6%の割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても 365 日の割合とする）で計算した（1 円未満を除く）遅延損害金を払わなければなりません。また、遅延損害金を支払った場合でも、SWOY の契約解除

権の行使を免れるものではありません。

第 18 条 損害賠償

1. 会員又は会員の構成員が故意又は過失により、本建物所有者、SWOY、又は他の会員、もしくはその他の第三者に損害を与えた場合は、会員は、SWOY に対して直ちにその旨を通知する責任があります。また、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない場合があります。特に SWOY以外に対する損害の賠償が発生した場合は、会員は誠実に対処し、自ら責任を持って解決することを誓約します。

2. SWOYが本規約に定める義務を怠り会員に損害が生じ、SWOY にその損害を賠償する責が認められた場合、SWOYの賠償額は、当該月における第 8 条に定める会費を上限とします。

第 19 条 免責事項・災害時対応

1. 次に掲げる事由により会員が被った損害について、SWOY は、その責を負いません。

・地震、水害、火山の噴火等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、IT インフラ等通信設備機器やその他諸設備機機器の不調や破壊及び故障、偶発事故、その他SWOYの責めに帰すことのできない事由。

・会員が他の会員やその他の第三者により被った損害。

・ 建物および本施設の造作及び設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等による損害。

第 20 条 不可抗力による契約の消滅

第 19 条 1 項第 1 号記載の天変地異その他の SWOY 及び会員の責めに帰すべかざる事由により、本施設の全部又は一部が滅失又は破損して、本規約の目的を達成することが不可能または困難となった場合、本契約は終了します。これにより SWOY 又は会員の被った損害については、相手方はその責めを負わないものとします。

第 20 条 暴力団等排除

1. 横浜市が定める暴力団排除条例（条例は横浜市のウェブサイト等参照のこと）に則り、会員は、会員のなかに暴力団排除条例に規定される暴力団等の反社会的勢力に該当する人物がいないことを保証するものとします。

2. 会員のなかに暴力団排除条例に規定される暴力団等の反社会的勢力に該当する人物がいた場合、運営者はただちに、会員資格の取消、本施設利用の中止、本施設からの退去指示を行えるものとします。なお、この場合、会員の受けたいかなる損害に対しても、運営者は一切責任を負わないものとし、会費の返金に応じることはできません。

第 21 条 契約の解除

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、SWOY は、会員に対し通知、催告、その他何らの手続きを要することなく、直ちに会員契約を解除されます。

・ 入会時の申告事項に不正があったとき。

・入会契約を継続しがたいと判断できる行為があり、SWOY が会員に対し行為を改めるように催告したにもかかわらず、15 日以上の期日をおいて是正しないとき。

・ 会費の支払いを、2ヶ月分を超えて怠ったとき。

・他の会員等、本施設の利用者に対し、著しい妨害や損害を与えたとき。

・本施設および対象スペースを故意又は重大な過失により毀損したとき。

・本規約に違反したとき。違法行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき。

・会員に著しく信用を失墜する事実があったとき。

・会員が、暴力団若しくは極左・極右暴力集団の構成員又はこれらの支配下にあるものとの関係者であることが判明したとき、またはその恐れがあると SWOY が判断したとき。

・その他、SWOYが本規約に基づく入会契約を解除すべきと判断したとき。

2. 前項により本規約に基づく入会契約が解除された場合において、SWOY 又は本建物所有者に損害が及んだ場合、会員はその損害賠償の責任を免れません。

第 22 条 秘密情報

1. 本規約において「秘密情報」とは、会員自らが秘匿したい情報の全ておよび、会員の契約期間中に、会員が知り得た SWOY又は合同会社あなたの住まい不動産、他の会員に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいいます。

2.会員は自らの責任で秘密情報を管理しなければなりません。万が一、会員の秘密情報が漏洩した場合でも、SWOYは一切その責任を負いません。

3. 入会に際し、会員より開示を受けた個人情報（個人情報保護法 2 条に定める個人情報をいう。以下同じ。）について、SWOY は、SWOY が定める個人情報保護方針に則り、厳重に管理する義務を負います。

4. 本条の規定にかかわらず、次の各号に該当することを会員が証明することのできる情報は、秘密情報には含まれないものとします。

・ 開示の時点ですでに公知の情報、又はその後会員の責によらずして公知となった情報。

・会員が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。

・開示の時点ですでに会員が保有している情報。

・会員が、開示された情報によらずして独自に開発した情報。

第 23 条 守秘義務

1. 契約期間中に会員が、他の会員の、第 22 条に規定した秘密情報を知ってしまった場合、会員は、善良な管理者の注意をもってその秘密情報を厳重に秘匿する義務を負い、開示者の許可無くソーシャルネットワークサービス（SNS）や、自身のホームページやブ口クなど、一切のネット上あるいはその手段の如何によらず、第三者に開示し又は漏洩、公開若しくは利用してはなりません。もし会員が本項規定の内容に反した場合に発生した事案の一切に対し、SWOY はその責任を負いません。

2. 会員は、裁判所や官公庁などの公的機関よりSWOY の秘密情報の開示を要求された場合、直ちにSWOY に通知し、法的に開示を拒めない場合は、当該秘密情報を開示することができます。またその場合、会員は、当該秘密保持情報の機密性を保持するための最善の努力をするとともに、SWOYに対し当該秘密情報を保護するための合理的手段をとる機会を与えなければなりません。

3. 会員は、秘密情報について、複製、複写等の行為を行なってはなりません。

第 24 条 雑則

1. 会員は、本建物の内外を問わず、近隣住民・本建物内のレンタルスペース等、並びに本施設利用者等への配慮として、騒音・振動・臭気等の問題を起こさないよう充分な注意を払わなければなりません。また、会員間でのトラブルの未然防止のため、対象スペースおよび本施設内においても他会員への充分な配慮を行わなければなりません。

2. 会員は、本施設が利用者相互の協力の場であることを認識し、対象フ口アの内外を問わず周辺の美化並びに自身の身だしなみ等を清潔に保つよう常に配慮することとします。

第 25 条 規約の改定

本規約は SWOYの都合により、内容が変更されることがあります。なお、変更の際には、SWOY から会員への通知等を行いますが、変更に伴う責任を SWOY は一切負わないものとします。

第 26 条 優先適用

本規約の内容とそれ以外の諸規定、諸規則に齟齬が生じた場合、本規約が優先して適用されることとします。

第 27 条 合意管轄

SWOY及び会員は、本規約に関し紛争が生じたときは、訴額に応じて横浜地方裁判所または横浜簡易裁判所を第一審の唯一の管轄裁判所とします。

第 28 条 規定外事項

本規約に定めのない事項及び契約条項の解釈に疑義を生じたときは、SWOY 及び会員は、誠意を持って協議し、その解釈にあたるものとします。

以上、会員は、本規約を遵守するものとし、かつ公序良俗に反することの無いよう、本施設が円滑に運営を行えるように SWOY 並びに会員相互と協力し合うものと致します。

2016 年 12 月 12 日制定

サクセスフルウィメンズズオフィスインヨコハマ

合同会社あなたの住まい不動産